

森林経営管理制度全体計画の策定について【はじめに】

【これまでの取組み】

◎令和元年度

- ・モデル事業（大久地区他、約 190ha、所有者 100 人）に着手し、意向調査を実施。
- ・全体事業量調査として、森林簿（樹種等の森林情報）と林地台帳（森林所有者情報）について照合し、概ねの事業量を把握。

◎令和2年度

- ・モデル事業にて、市に委託を希望する所有者の山林について、施業範囲の明確化を実施。
- ・森林簿と林地台帳について照合し、事業対象者をリスト化し台帳を作成。

◎令和3年度

- ・モデル事業にて、約2ha の森林整備（間伐・除伐）を実施。
- ・主に中山間地区（遠野、好間、三和、田人、川前）において、制度周知を兼ねた区長会での説明を実施。
- ※その他の地区はコロナウイルス感染症拡大のため、中止を余儀なくされている状況が続いている。
- ・森林所有者（私有人工林）に対するアンケート調査を実施。

○アンケートの対象面積：約 17,000ha、所有者数：11,690 人、回答率 51.46%、6,016 人
（対象面積：私有人工林 28,000ha — 森林経営計画樹立森林等 11,000ha）

- ・アンケートの結果、森林経営管理制度の認知率が約 8%（507 人）、市に委託を希望する回答が、約 44%（2,617 人）、詳細な説明を聞きたいという方が、約 24%（1,469 人）となった。

【今後の取組み】

- ・アンケートの結果、森林経営管理制度の周知が不足していることから、説明会等を開催し、制度の周知を図ったうえで、意向調査を実施する必要がある。

- ・令和4年度は、各地区での説明会を精力的に開催し、実施可能な地域から意向調査を実施し、森林整備に着手することとする。

※実施可能な地域とは、各地区でのまとめ役（リーダーシップをとれる方）がいる地域を実施可能な地域とし、優先的に行うものとする。

※市に委託を希望して行う、本格的な森林整備は令和6年度以降を予定している。

【いわき市における森林経営管理制度の進め方】



令和4年3月28日時点

いわき市森林経営管理制度全体計画（実施方針）

1 策定の趣旨

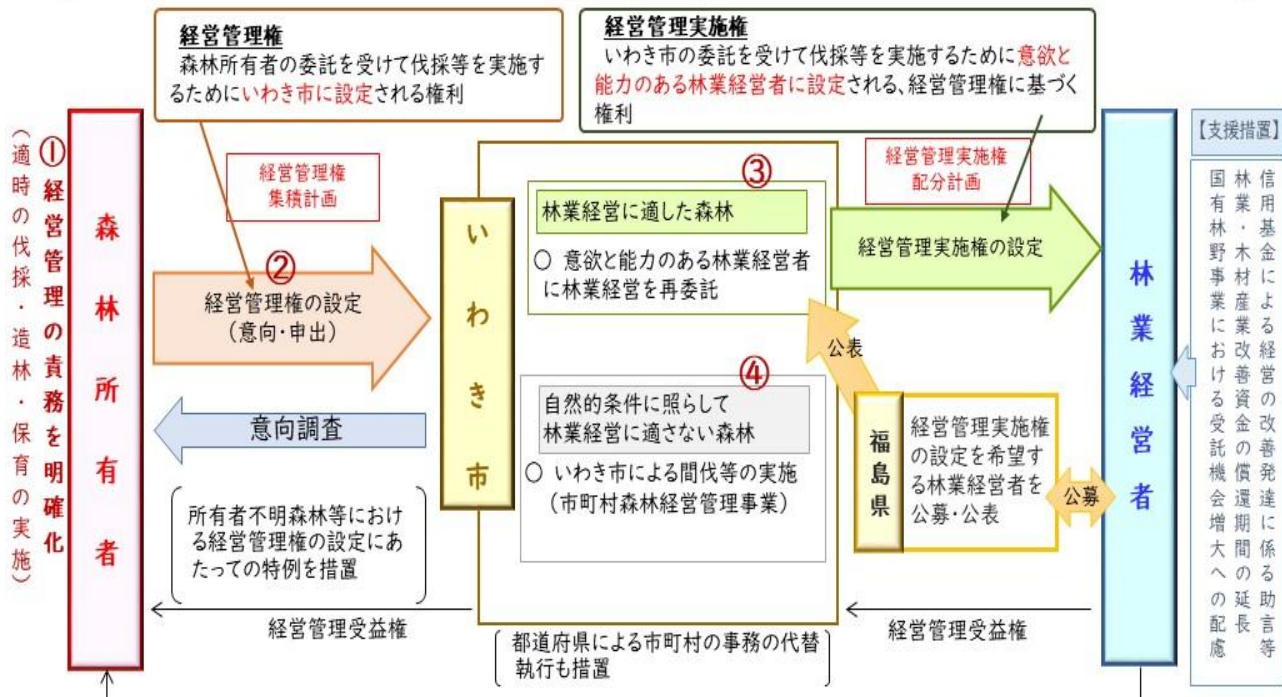
いわき市森林経営管理制度全体計画（実施方針）は、本市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう市が森林経営管理法に基づく措置、その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 背景

森林経営管理制度とは、森林所有者が経営管理を行うことができない場合に、市が経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林は市が自ら経営管理することで、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化を一体的に促進するものである。

森林経営管理法に基づく森林経営管理制度の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、いわき市が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、いわき市が管理を実施



また、平成31年4月1日から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、森林環境譲与税を、森林の経営管理に必要な施策に要する経費に充てることができることとされている。

3 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題及び地区構成(本文記載のデータについては、令和3年4月1日時点)

ア 現況と課題

- ・本市の森林面積は88,744haで、うち私有林面積は58,039ha(森林の約65%)となっており、私有林面積のうち私有人工林面積は27,961haで、戦後に植林した人工林は本格的な利用伐期を迎えていることから、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による地域経済の活性化や、国土の保全、水源の涵養など、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に寄与するために、森林資源の循環利用を進める時期となっている。
- ・人工林面積の中で所有者自らが管理する森林(公有林・団体有林・経営計画対象森林等を除く森林)が17,154haあり、長期間手入れのされていない森林は、森林の本来保有する公益的機能の低下が懸念されることから、間伐等の整備が必要とされている。
- ・林業経営は主にいわき市森林組合による森林経営計画で管理されているが、その森林経営計画は、令和4年3月1日現在、45区域(区域面積17,460ha、うち人工林10,807ha)であり全体の私有林面積の30%にとどまっている。森林組合では今後、林業経営の成り立つ区域について森林経営計画策定森林を増やす計画である。
- ・本市には東北圏と首都圏を結ぶ常磐自動車道、国道6号線や、太平洋と日本海を結ぶ磐越自動車道、国道49号線等の交通の要となる路線がいくつもあり、市の観光面からも重要な路線となっている。この路線上及び路線から見える森林は、眺望の確保など良好な森林景観創出の面からも森林の整備が必要である。
- ・令和元年東日本台風等による災害ではこの主要幹線などが被災し、住民の生活を脅かしたことから、防災減災や環境保全に対する森林への期待が高まる一方、規模が零細の個人所有林が分散して存在していることや、境界の明確化が進んでいないなどの理由により、事業者等の林業経営が成立し難い森林が多く存在していることから、所有者の関心が森林から離れ、放置森林や竹林等が増加している。
- ・本市では、これらの状況が森林の持続可能な管理と、林業の成長産業化の両立を図る上で重要な課題となっている。

※令和3年度に行った森林所有者に対するアンケート調査の結果は、別紙1のとおり。

イ 本市の地区構成

旧市町村単位を基に平、小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉、遠野、小川、好間、三和、田人、川前、久之浜、大久の14地区に分けられている。

(2) 森林経営管理の基本的な考え方

・本市では、森林所有者による施業を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、森林経営管理制度の趣旨に沿って、林業経営の効率化と経営管理のなされていない森林(表1)を適正に管理するために、経営管理制度対象森林を①林業経営森林②林業経営育成森林③林業経営不成立森林④防災減災機能森林⑤その他森林に区分し、それぞれの目的達成への誘導を行うこととする。

・それぞれの区域については、森林所有者等の意見を聞きながら設定をする。

①林業経営森林

②林業経営育成森林

③林業経営不成立森林

④防災減災機能森林

水源涵養、土砂流出防止、流域治水等を目的とした森林

⑤その他森林

上記4つの森林以外の森林

◎これらの区域を設定するため、森林の資源情報や地形、路網情報等を分析・整理した森林経営管理制度マップを作成する。(マップについては、適宜作成予定。)

◎当面は、意向調査を行い、意向調査の結果に基づき、①～③の区分を設定し、それぞれに適したいわき市森林経営管理事業を行う。

— 経営管理が行われていないおそれがある森林の基準の目安 —

(表1)

樹齢等	状態
1 齢級 (1~5年生)	○造林届に基づいて植栽したにもかかわらず、造林届に記載された植栽本数に比べて残存本数が減り、造林届に記載された植栽本数のおおむね75%以下等、このままでは成林しないおそれがある場合。 ○下刈りが不十分であり、植栽木が下草に被圧されている場合。
2~4 齢級 (6~20年生)	○除伐等が不十分であり、植栽木が植栽木以外の樹木等に被圧されている場合。
5~標準伐期齢 (21年生)	○間伐が一度も行われていない、または最後に行った間伐から10年以上経過するなど、いわき市森林整備計画に定められた標準的な施業方法を実施しておらず、林分が過密化している場合。
標準伐期齢以上	○最後に行った間伐から15年以上経過するなど、いわき市森林整備計画に定められた標準的な施業方法を実施しておらず、林分が過密化している場合。

①【林業経営森林】

・地区(林班)単位で実施する意向調査の結果に基づき、自らの林業経営が困難なことから市に委託を希望する所有者の森林について、林業経営に適している森林は、意欲と能力のある林業事業体に再委託する。

- ・財産区に代表される自らが管理する森林のうち、林業経営が可能な部分については、森林経営計画等による継続的な管理を促していく。
- ・いわき市森林組合等が、森林経営計画を策定している区域及び林業経営適地については、管理を継続してもらうとともに、森林経営計画策定の拡大を促していく。

②【林業経営育成森林】

- ・地区（林班）単位で実施する意向調査の結果に基づき、自らの林業経営が困難なことから市に委託を希望する所有者の森林のうち、市による森林整備を行うことにより、林業経営に適する見込みのある森林は、いわき市森林経営管理事業として間伐等を行い、林業経営に適した森林の育成を促す。

③【林業経営不成立森林】

- ・地区（林班）単位で実施する意向調査の結果に基づき、自らの林業経営が困難なことから市に委託を希望する所有者の森林のうち、林業経営に適さない森林については、現地の状況等を踏まえながら、市による森林整備を検討する。

④【防災減災機能森林】

- ・防災や減災、環境保全の観点から森林整備が必要な森林は、緊急性を勘案し、所有者等と協議しながら森林整備を進める。

⑤【その他森林】

- ・上記4つの森林以外の森林（例：森林簿では、山林となっているが、現地の状況が雑種地となっているなど）は、現地の状況を勘案しながら適宜設定していくこととする。
- ・また、上記の区分によらず地籍調査が済んでいない森林については、意向調査の結果、協力が得られる場所から境界の明確化について進めていくことを検討する。

4 森林所有者への意向調査について

(1) 意向調査対象森林の考え方

ア 対象森林として除外（優先度の低い）する森林

- ・森林経営計画策定森林
- ・県有林・県行造林
- ・市有林・市行造林
- ・国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター森林
- ・公益社団法人 ふくしま緑の森づくり公社森林
- ・財産区有森林
- ・森林組合・生産森林組合が所有する森林
- ・会社法人が所有する森林
- ・保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

・ふくしま森林再生事業対象森林

※ 除外する森林は、あくまでも目安であり現地の状況により勘案していくものとする。

イ 対象森林の絞り込み

①～③【林業経営森林・林業経営育成森林・林業不成立森林】

・4の(1)のAを除いた人工林のうち、過去10年以内に森林整備がされていない森林を抽出する。

・抽出した森林について、地域の実情に応じて優先順位を考慮して意向調査実施区域とする。

・意向調査実施後に、林業経営の適否(①～③の区別)について、関係者等と協議しながら判断する。

④【防災減災機能森林】

・いわき市防災ハザードマップにより土砂災害危険区域に指定される区域を含む森林を抽出する。

・抽出結果によらず、防災減災機能の向上が必要と判断した場合には、その区域を随時追加する。

(2) 対象森林面積等

・対象森林の面積 27,961ha(絞り込み前)

・対象森林の資源構成 別表2のとおり(作成中)

・対象森林の位置 別紙図面のとおり(作成中)

※上記面積のうち森林経営管理制度マップ等による検討を行い、4の(1)のイにより対象森林を決定する。

(3) 意向調査の方法・スケジュール等

【意向調査の本格的実施(令和4年度以降)】

・①～③【林業経営森林・林業経営育成森林・林業不成立森林】のうち、地籍調査等により森林所在が明らかな地区等、様々な条件を踏まえながら、優先度の高い地区を設定し、順次意向調査を実施することとする。意向調査の計画については別表3のとおりとする。

・④【防災減災機能森林】の意向調査については、緊急性を勘案し、現地の状況等を踏まえながら適宜、実施することとする。

・調査方法は郵送を基本とするが、いわき市在住者については地区の状況によって個別対応(個別訪問、地区での説明会の開催等)も検討する。

・意向調査の回収は郵送を基本とするが、市内在住者については直接回収も検討する。

5 意向調査後の森林経営管理の方針

・対象森林は市が仲介役となり林業事業者による経営計画に結びつけることを目標にする。

・既存の森林経営計画に接した森林は、既存の計画に取り込むことにより効率的に経営できるようないわき市森林組合等に経営計画への追加を促すこととする。

- ・意向調査の結果、森林所有者から市へ委託を希望した場合で、市が必要と認めるときは、対象森林の境界（施業範囲）を明確化した上で、所有者等からの同意を受けて、伐採等を行うための経営管理権を設定することとする。

※境界（施業範囲）の明確化については、各地区でのまとめ役（リーダーシップをとれる方）がいる地域を優先的に行うものとする。

- ・対象森林が林業経営に適すると判断される場合（①林業経営森林に該当）には、意欲と能力のある林業事業体に経営管理権を再委託する。また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条第一号口に基づく区域設定を検討する。
- ・対象森林が、市による森林整備を行うことにより林業経営に適する見込みのある森林（②林業経営育成森林に該当）又は、林業経営に適さない森林（③林業不成立森林に該当）は、いわき市森林経営管理事業として間伐等を行うことを検討する。
- ・いわき市森林経営管理事業による森林整備については、市が森林の状況等を勘案して優先順位を判断する。
- ・森林所有者から経営管理の申し出があった森林については、周辺の意向調査の状況等を踏まえながら、経営管理権の設定を検討することとする。
- ・機能向上の観点から更新が必要な森林については、択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

6 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・市が森林経営管理制度を実施する経費（市民への制度周知、現に所有する者の特定、林地台帳の精度向上、意向調査、森林境界の明確化、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備等に要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の範囲で実施する。
- ・森林環境譲与税は、いわき市森林環境譲与税基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。また、当該基金は、森林経営管理制度の実施のほか、森林環境譲与税の趣旨に沿って市内森林整備の促進や林業の振興に使用する。

※森林環境譲与税の交付額や森林経営管理制度に要する費用については別表4のとおりとする。

7 その他特記事項

- ・本全体計画（実施方針）については、適宜見直しを行う。見直しに当たっては林業普及指導員や地域の林業関係者及び市民等の意見を参考とし、必要に応じて見直す。また、見直した結果はいわき市公式ホームページに掲載し、市民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果を積極的に森林簿等に反映し、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・これらの業務は、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を行う。

8 策定履歴

- ・令和4年3月28日 策定